

令和 7 年 第 1 回

上益城広域連合議会

定例会会議録

令和 7 年 2 月 26 日

上益城広域連合

令和7年第1回上益城広域連合議会定例会会議録

1. 令和7年2月26日午前10時 0分招集
2. 令和7年2月26日午前10時 0分開会
3. 令和7年2月26日午前10時45分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 上益城広域連合議場（嘉島町福祉センター）
6. 議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 諸般の報告 |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 3 | 会期の決定 |
| 日程第 4 | 提案理由の説明 |
| 日程第 5 | 議案第 1号 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第 6 | 議案第 2号 上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 令和6年度上益城広域連合一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 10 | 議案第 6号 令和7年度上益城広域連合一般会計予算について |
| 日程第 11 | 発議第 1号 上益城広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

7. 出席議員（10名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 森田 優二 君 | 2番 田上 忍 君 |
| 3番 森田 義雄 君 | 4番 増岡 司 君 |
| 5番 中川 公則 君 | 6番 野田 祐士 君 |
| 7番 宮本 修治 君 | 8番 荒田 博 君 |
| 9番 藤澤 和生 君 | 10番 藤原 秀幸 君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した書記の職・氏名（1名）

議会書記 諸賀 彩夏

10. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名（10名）

広域連合長	西村 博則	君	副広域連合長	藤木 正幸	君
副広域連合長	甲斐 高士	君	副広域連合長	鍋田 平	君
副広域連合長	坂本 靖也	君			
会計管理者	山口 拓郎	君			
事務局長	石橋 淳	君	総務係長	西田 法生	君
福祉係長	桃木 幸	君	施設整備係長	水田 博文	君

開会・開議 午前10時0分

○議長（宮本 修治君） 皆さん おはようございます。

只今の出席議員数は、10名です。定足数に達しますので、これより、令和7年第1回上益城広域連合議会定例会を開会します。本日の議事日程は、お手元に配布しておりますので日程表のとおりです。直ちに、本日の会議を開きます。

※日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本 修治君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、上益城広域連合議会会議規則第111条の規定により、3番 森田議員、8番 荒田議員を指名します。

※日程第2 会期の決定

○議長（宮本 修治君） 日程第2 「会期の決定」についてを議題とします。

上益城広域連合議会会議規則第5条の規定により、本定例会の会期を決定したいと思います。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

○議長（宮本 修治君） 「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定しました。

※日程第3 提案理由の説明

○議長（宮本 修治君） 日程第3 「提案理由の説明」となっております。

提案理由の説明を求めます。

○連合長（西村 博則君） 議長

○議長（宮本 修治君） 西村広域連合長

○連合長（西村 博則君） 皆さんおはようございます。

本日は、令和7年第1回上益城広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中にご参集をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より当広域連合の運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜わり厚く御礼を申し上げます。

2月に入り、今季最強・最長寒波と言われる気象が続き、県内平野部でも各所に積雪を観測するなど寒い日が続いております。北海道や北日本では、記録的な降雪となり交通機関などに大きな影響を及ぼすこととなっております。

また、埼玉県八潮市で発生しました道路陥没によって運転していたトラック運転手が未だ発見されず、懸命な捜査が続けられています。埼玉県によれば、道路の陥没は、複数の要因によって下水道管が破損し、その亀裂から土砂が入り込み地中に空洞ができることが原因としております。

なお、国土交通省の調べでは、大小を含め道路陥没事故は全国で年間2,000件以上発生しております。改めて浮き彫りとなったインフラ施設の老朽化問題は、我々自治体も他人事ではありません。計画的に適切な管理を行っていくことが住民の安心を得る上で、肝要だと考えております。

年初より、国内外とも不安定な状況が続いておりますが、広域連合といたしましては、上益城の発展のため、堅実な広域行政の推進に務めて参る所存でありますので、今後とも、ご支援とご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、前回8月定例会からの広域連合の主な事業につきまして、ご報告を申し上げます。

介護保険認定審査事業に関しましては、保健・医療・福祉の関係者の方々のご協力により、認定業務もスムーズに進捗しているところでございます。介護認定審査会は、昨年8月から今年1月までの半年間で、63回開催し、2,496件の認定を行っております。

また、障害者総合支援審査事業に関しましては、ひと月に1回又は2回の審査会を実施しており、8月から1月までの半年間で10回開催し、87件の判定を行っております。

情報公開及び個人情報保護審査会並びに行政不服審査会につきましては、担当者合同会議を8月に開催し、審査会委員と各町担当者との意見交換会を行っております。

一般廃棄物処理施設整備事業につきましては、昨年11月に概略予備設計業務の入札を行い、建設予定地の造成図面作成のための設計協議や地元説明会を行っております。また、上益城5町の共通課題に対する担当者会議も引き続き実施していくこととしております。

民間事業者におきましては、熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントが実施されており、現在、方法書に伴う大気環境や水環境などの現地調査が進められております。令和7年6月頃には準備書が公表され、住民説明会が開催される予定でもあります。

今後とも、民間事業者による新たな廃棄物処理施設整備の早期実現に向け、上益城5町とともに取り組んでまいりますので、議員の皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

では、次に、本日提出しております、議案6件につきまして、提案理由をご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「専決処分の報告及び承認について」でございます。こちらは、地方自治

法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分しました事件について、議会にご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。本案は、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更に関するものでございまして、昨年の 10 月 22 日に専決をさせていただいております。

次に、議案第 2 号「上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。本案は、刑法の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるものでございます。

次に、議案第 3 号「上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。本案は、令和 6 年人事院勧告に伴い、本条例の一部及び行政職給料表を改定し、さらに刑法の改正により、本条例の一部を改正することを併せて行うものでございます。

次に、議案第 4 号「上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。本案も令和 6 年人事院勧告に伴い、行政職給料表を改定するものでございます。

次に、議案第 5 号「令和 6 年度上益城広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について」でございます。本案は、令和 6 年度の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれに、1,110,000 円を増額し、予算の総額を 210,497,000 円とするものでございます。

内容としましては、令和 6 年人事院勧告に伴う、会計年度任用職員の報酬、期末手当、社会保険料等でございます。総務費及び民生費の増額を行っております。財源といたしましては、財政調整基金を使用することとしております。

次に、議案第 6 号「令和 7 年度上益城広域連合一般会計予算について」でございます。来年度の予算につきましては、関係町の厳しい財政状況を踏まえ、広域連合におきましても、各町の負担増がないよう、当初予算を編成させていただいております。

歳入歳出予算の総額としましては、前年度の当初予算から、18,012,000 円減額の、133,375,000 円としております。

減額分としましては、令和 6 年度に介護認定支援システムで使用しております機器の購入がありましたので、その分が今回なかったことによるものでございます。

詳細につきましては、議案審議の中で、事務局が説明いたしますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上を持ちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 修治君） これで、提案理由の説明を終わります。

※日程第 4 議案第 1 号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本 修治君） 日程第 4 議案第 1 号 「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。説明を求めます。

○事務局長（石橋 淳君） 議長

○議長（宮本 修治君） 石橋事務局長

○事務局長（石橋 淳君） おはようございます。事務局長の石橋でございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号「専決処分の報告及び承認について」地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同文第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和7年2月26日提出 連合長名でございます。

提案理由として、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について令和6年10月22日付で専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求める必要がある。これが、議案を提出する理由でございます。

専決処分をしました理由につきましましては、同文議決の協議期日が令和6年12月27日までとなっておりましたので、専決処分をさせていただいております。

内容は、熊本県市町村総合事務組合規約に規定する交通災害事務から令和7年3月31日をもって山鹿市が脱退することにより、規約の一部を変更するものでございます。別表第2中の「山鹿市、菊池市」とありますものを「菊池市」に改めるもので令和7年4月1日からの施行でございます。新旧対照表を添付しておりますのでご確認をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（宮本 修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

〔（質疑ありません）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔（討論なし）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「討論なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） これから、議案第1号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

○議長（宮本 修治君） お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔 賛成者起立 〕

○議長（宮本 修治君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第5 議案第2号 上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本 修治君） 日程第5 議案第2号 「上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。説明を求めます。

○事務局長（石橋 淳君） 議長

○議長（宮本 修治君） 石橋事務局長

○事務局長（石橋 淳君） それでは、議案第2号についてご説明を申し上げます。

議案第2号「上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定す

る。令和 7 年 2 月 26 日提出 連合長名でございます。

提案理由は、刑法の改正に伴い上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、刑法第 9 条刑の種類の中の懲役・禁錮が、拘禁刑に改正されることに伴いまして、上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例第 17 条中の「懲役」とありますものを「拘禁刑」に改めるもので、令和 7 年 6 月 1 日からの施行でございます。新旧対照表を添付しておりますのでご確認をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（宮本 修治君） これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（質疑なし）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔（討論なし）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「討論なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） これから 議案第 2 号「上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

○議長（宮本 修治君） お諮りします。

本件は、原案とおりの決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔 賛成者起立 〕

○議長（宮本 修治君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第 6 議案第 3 号 上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本 修治君） これから、日程第 6 議案第 3 号 「上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。説明を求めます。

○事務局長（石橋 淳君） 議長

○議長（宮本 修治君） 石橋事務局長

○事務局長（石橋 淳君） それでは、議案第 3 号についてご説明を申し上げます。

議案第 3 号「上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。令和 7 年 2 月 26 日提出 連合長名でございます。

提案理由につきましては、令和 6 年人事院勧告による給料改正及び刑法が令和 7 年 6 月 1 日に改正することに伴いまして、本条例の改正を行う必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、人事院勧告による改正に準ずるもので、具体的には上益城広域連合職員の期末手当の額は、基礎額に 6 月に支給する場合は 122.5/100、12 月に支給する場合は 127.5/100 を乗じて得た額と改め、又、定年再任用短時間勤務職員につきましては 127.5/100 とあるのは 100 分の 71.25 に改めるものです。又、上益城広域連合職員の勤勉手当の額は基礎

額に6月に支給する場合は102.5/100、12月に支給する場合は107.5/100を乗じて得た額と改め、定年前再任用短時間勤務職員については、6月に支給する場合は48.75/100、12月に支給する場合は51.25/100を乗じて得た額と改めるというものでございます。さらに議案第2号で、刑法の改正により本条例の第19条の2及び3中の「禁錮以上の刑」とございますものを「拘禁刑以上の刑」に改めるものです。

新旧対照表を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上でございます。

○議長（宮本 修治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔（質疑ありません）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） 討論を行います。討論はありますか。

〔（討論なし）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「討論なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） これから、議案第3号「上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてを採決します。

○議長（宮本 修治君） お諮りします。

本件は、原案とおりの可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔 賛成者起立 〕

○議長（宮本 修治君） 起立多数。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第7 議案第4号 「上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

○議長（宮本 修治君） 日程第7 議案第4号 「上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

説明を求めます。

○事務局長（石橋 淳君） 議長

○議長（宮本 修治君） 石橋事務局長

○事務局長（石橋 淳君） それでは、議案第4号についてご説明を申し上げます。

議案第4号「上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。令和7年2月26日提出 連合長名でございます。

提案理由は、令和6年人事院勧告に伴いまして上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、人事院勧告による改正に準ずるもので他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計任用職員の給与について適用給料表を改めるものでございます。新旧対照表を添付しておりますので、ご確認をお願いします。以上でございます。

○議長（宮本 修治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔（質疑ありません）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） 討論を行います。討論はありますか。

〔（討論なし）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「討論なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） これから、議案第4号「上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてを採決します。

○議長（宮本 修治君） お諮りします。

本案は、原案とおりの可決することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（宮本 修治君） 起立多数。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第5 議案第5号 「令和6年度上益城広域連合一般会計補正予算（第2号）について」

○議長（宮本 修治君） 日程第9 議案第5号 「令和6年度上益城広域連合一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

説明を求めます。

○事務局長（石橋 淳君） 議長

○議長（宮本 修治君） 石橋事務局長

○事務局長（石橋 淳君） それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。議案第5号「令和6年度上益城広域連合一般会計補正予算（第2号）」令和6年度上益城広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入支出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,110,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ210,497,000円とする。2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。令和7年2月26日提出 連合長名でございます。

3ページをご覧ください。繰越明許費の内容につきましては、4款衛生費、1項保健衛生費事業名 上益城廃棄物処理施設造成工事概略予備設計業務委託費、金額58,000,000円を繰り越すものでございます。

こちらにつきましては、令和6年第1回の広域連合議会定例会にて補正予算のご承認をいただき発注しているものでございます。繰越の理由としましては、隣接する民家周辺の町道と造成地内道路との接続を検討しておりまして、地元調整に時間を要したためでございます。業務完了は、令和7年10月頃を予定しております。

5ページをお開きください。歳入補正予算です。内容につきましては、5款繰入金、1項基

金繰入金、1目財政調整基金繰入金へ1,110,000円、基金より繰入れるものでございます。

次に6ページ歳出の補正予算です。1,110,000円の繰入金の充当先です。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費へ452,000円。内訳は、1節報酬へ228,000円。3節職員手当等へ101,000円。4共済費へ123,000円の補正になります。それから3款民生費、1目社会福祉費、1介護保険費へ658,000円。1節報酬へ456,000円、3節職員手当等へ202,000円を補正するものでございます。こちらにつきましては、議案第4号の人事院勧告に伴います会計年度任用職員給与月額ベースアップによる補正になります。総務・企画係で1名、福祉係で2名、計3名分の計上ということになります。議案第5号につきましては、以上でございます。

○議長（宮本 修治君）これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（質疑ありません）との声〕

○議長（宮本 修治君）「質疑なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君）討論を行います。討論はありませんか。

〔（討論ありません）との声〕

○議長（宮本 修治君）「討論なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君）これから、議案第5号「令和6年度上益城広域連合一般会計補正予算（第2号）」について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案とおりの可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 修治君）起立多数。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第9 議案第6号 令和7年度上益城広域連合一般会計予算について

○議長（宮本 修治君）日程第9 議案第6号 「令和7年度上益城広域連合一般会計予算について」を議題とします。説明を求めます。

○事務局長（石橋 淳君）議長

○議長（宮本 修治君）石橋事務局長

○事務局長（石橋 淳君）それでは、議案第6号についてご説明を申し上げます。

予算書1ページをご覧ください。

議案第6号「令和7年度上益城広域連合一般会計予算」について 令和7年度上益城広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133,375,000円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により債務負担をする行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。（歳出予算の流用）第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1） 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各款項の間の流用。令和7年2月26日提出連合長名でございます。

3 ページをお開き下さい。第2表 債務負担行為になります。事項は積算システムリース料、期間は令和8年度～令和11年度の4年間 金額は2,376,000 円でございます。こちらは、16 ページの歳出予算で4款衛生費に計上しております積算システム使用料 594,000 円の債務負担行為となります。

内容につきましては、公共工事積算システムと設計CADシステムをリースで導入するもので、ライセンス保守及びサポートを含む年間費用が 594,000 円。5年契約でございまして、2,970,000 円でございます。

導入の理由としましては、現在広域連合にて造成工事概略予備設計の業務委託を実施しておりますので、今後詳細設計だったり、造成工事の発注及び変更手続きを行う際に図面の修正や変更設計書等の作成検討が必要となるためでございます。

続きまして、4 ページと5 ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。最下段になりますが、令和7年度当初の予算額は、歳入歳出ともに 133,375,000 円を計上し、前年度比較 18,012,000 円の減額でございます。

6 ページをご覧ください。歳入について主なものをご説明します。1 款分担金及び負担金、1 項、1 目町負担金、本年度予算額、115,838,000 円、前年度比較で 6,491,000 円の増額でございます。前年度からの増額につきましては主に、介護保険関係によるもので、介護認定システム標準化に係る費用が新たに計上されているためでございます。各町の内訳は、説明欄に記載されておりますとおりで、各町とも前年度から約 1,000,000 円から 2,000,000 円程度の負担増となっております。負担金の算出につきましては、条例の定める負担割合及び算定基礎数値により算定しております。

次に、3 款県支出金、1 項県委託金、1 目介護保険認定審査県委託金、本年度予算額 18,000 円、前年度と同額でございます。こちらは生活保護法による県からの申請分の審査判定の委託金 5 件分の計上でございます。

続きまして4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額 1,000 円、前年度と同額でございます。財政調整基金の利子でございます。

7 ページをご覧ください。

5 款繰入金、1 項、1 目基金繰入金、本年度予算額 15,497,000 円、前年度比較で 24,503,000 円の減額です。減額の理由としましては、令和6年度に5年に1回の介護認定システム機器等の更新を実施したための減額でございます。

6 款繰越金、1 項、1 目繰越金、本年度予算額 2,000,000 円、前年度と同額です。前年度繰越金でございます。

7 款諸収入、1 項、1 目預金利子、本年度予算額 1,000 円、前年度と同額です。預金利子でございます。

8 ページをご覧ください。

7 款諸収入、2 項、1 目雑入、本年度予算額 20,000 円、前年度と同額です。会計年度任用職員3名分の雇用保険の戻入金でございます。

9 ページをご覧ください。

歳出について款目ごとに主なものについてご説明申し上げます。

1 款議会費、1 項、1 目議会費、本年度予算額 857,000 円、前年度比較で 650,000 円の減額です。減額の理由としましては、議員視察研修を 2 年に 1 度実施しておりますけれども令和 7 年度には実施しませんので、そのため前年度と比較すると減額となっております。1 目議会費の主な支出としましては、1 節報酬 616,000 円、議員 10 名分の報酬と 8 節旅費 180,000 円、同じく議員 10 名分の旅費でございます。

10 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 55,209,000 円、前年度比較 835,000 円の増額です。増額の主な理由につきましては、会計年度任用職員給与のベースアップによる増額、それから、昨年 10 月から肥後銀行における振込手数料が必要になったため等の増額でございます。

主な支出としましては、1 節報酬は正副連合長報酬と総務係の会計年度任用職員 1 名分の報酬で 2,179,000 円。4 節共済費は会計年度任用職員 3 名分の社会保険料等で 1,461,000 円、10 節需用費 1,910,000 円は広報誌「ゆめGO」の 33,000 部の印刷製本費が主なものでございます。

11 ページをご覧ください。13 節使用料及び賃借料 3,855,000 円は、事務所使用料及び事務機器のリース料が主なものでございます。

12 ページをご覧ください。

18 節負担金補助及び交付金 43,313,000 円は、関係町からの派遣職員 7 名に係る給与等の負担金でございます。

2 目調査研究費は前年度同額 11,000 円。

3 目情報公開等審査会費が本年度予算額 553,000 円、前年度比較 2,000 円の減額でございます。審査会委員 5 名分の報酬 450,000 円が主なものでございます。

13 ページをご覧ください。

2 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、本年度予算額 243,000 円、前年度比較 6,000 円の減額でございます。年 4 回開催の選挙管理委員会委員 4 名分の報酬 146,000 円が主なものです。

3 項監査委員費、1 目監査委員費、本年度予算額 312,000 円、前年度比較 2,000 円の減額でございます。監査委員 2 名分の報酬 184,000 円が主なものです。

14 ページです。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目介護保険費、本年度予算額 42,270,000 円、前年度比較 14,091,000 円の減額となります。減額の内容につきましては、11 節役務費及び 12 節委託料にて介護認定システム標準化事業に係るシステムの改修、LGWAN 回線の整備関係の費用等を新たに計上しておりますが、令和 6 年度計上の 5 年に 1 回の介護認定システム機器の更新に伴う備品購入費等が令和 7 年度で不要となりますので、前年度比較としては 14,091,000 円の減額になっております。

主な支出につきましては、1 節報酬の介護保険認定審査会 150 回分の委員報酬と会計年度任用職員 2 名分の報酬 14,937,000 円。8 節旅費は、介護認定審査会開催に伴う委員費用弁償が主なもので 3,050,000 円です。11 節役務費は、認定審査資料を事前に委員に送付するための通信運搬費等で 4,355,000 円。12 節委託料は、介護の認定審査会支援システム保守委託料で 16,566,000 円でございます。

15 ページをお願いします。

2 目障害者福祉費 本年度予算額 1,918,000 円、前年度比較 52,000 円の増額でございます。主な支出は、1 節報酬で障害者総合支援審査会 18 回分の審査委員報酬 1,350,000 円が主なものとなります。

16 ページです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目環境衛生費、本年度予算額 7,724,000 円、前年度比較 4,147,000 円の減額です。こちらの減額につきましては、施設用地の買収が進んでおりません。3 筆分の土地購入費及び補償費につきましては、令和 7 年度での予算の計上をしていないための減でございます。こちらの 3 筆につきましては、今まで相続関係で土地の購入ができていない状況でしたが、今後遺産分割調定を行うということですので、相続に期間を要すると見込まれるために令和 7 年度でも予算計上を行っていない次第でございます。遺産分割協議が整った時点で次年度に改めて財政調整基金繰入による予算を計上していきたいと思っております。引き続き交渉や状況把握につきましては、今まで同様に継続して行っていきたいと思っております。

続きまして、1 目環境衛生費の主な支出としましては、12 節委託料の法定外公共物用地測量業務委託料 3,374,000 円、16 節公有財産購入費 2,123,000 円でございます。内容は、施設用地内にある里道、水路等の用地取得範囲を確定するための測量業務委託費と土地の購入費となります。こちらにつきましては、財政調整基金繰入による対応となっております。

18 ページをご覧ください。5 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額 23,297,000 円、前年度比較 111,000 円の増額です。令和 7 年度分の起債の償還元金でございます。2 目利子、本年度予算額 681,000 円、前年度比較 112,000 円の減額です。令和 7 年度の起債償還利子でございます。

6 款予備費、1 項、1 目予備費は前年同様 300,000 円でございます。

19 ページをご覧ください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書です。5 年間の長期契約をしております債務負担限度額の支出予定額を記載しております。令和 7 年度以降の支出予定額は、財務会計システム導入業務リースが 485,000 円、総務係業務用パソコンリースが 105,000 円でございます。すべて一般財源です。

20 ページをご覧ください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。令和 5 年度末現在高 164,659,000 円。令和 6 年度末現在高見込額 141,474,000 円。令和 7 年度中増減見込額は、元金償還見込額が 23,297,000 円、当該年度末現在高見込額が 118,177,000 円となっております。

議案第 6 号の令和 7 年度一般会計予算については以上になります。

○議長（宮本 修治君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（質疑ありません）との声〕

○議長（宮本 修治君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔（討論なし）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「討論なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） これから、議案第6号「令和7年度上益城広域連合一般会計予算について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（宮本 修治君） 起立多数。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第 10 発議第 1 号 「上益城広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

○議長（宮本 修治君） 日程第 10 発議第 1 号 「上益城広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

説明を求めます。

○9番（藤澤 和生君） 議長

○議長（宮本 修治君） 9番 藤澤議員

○9番（藤澤 和生君） 発議第1号 令和7年2月26日 上益城広域連合議会議長 宮本修治様 提出者 上益城広域連合議会議員 藤澤和生 賛成者 上益城広域連合議会議員 森田義雄 上益城広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、上記議案を地方自治法第112条及び上益城広域連合議会会議規則第14条の規定により、上益城広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

提出の理由 刑法が令和7年6月1日に改正することに伴い、上益城広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

本条例については、先ほどの議案第2号及び議案第3号にもありましており、刑法の改正が予定されていることから同様な形で改正を行うものです。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（宮本 修治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔（質疑ありません）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） 討論を行います。討論はありますか。

〔（討論なし）との声 〕

○議長（宮本 修治君） 「討論なし」と認めます。

○議長（宮本 修治君） これから、発議第1号「上益城広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてを採決します。

○議長（宮本 修治君） お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（宮本 修治君） 起立多数。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

皆様方の協力により、本日提案をされました議案の審議は終了いたしました。

これもちまして、令和7年第1回上益城広域連合議会定例会を閉会します。
お疲れ様でした。

(2月26日 午前10時45分 閉会)
